

しまもと環境・未来ネット会則  
(島本町環境基本計画推進活動)

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「しまもと環境・未来ネット(島本町環境基本計画推進活動)」(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、島本町環境基本計画(以下「計画」という。)に基づき、住民・事業者・行政が協働して、計画に定める環境像「ひと まち しぜん の 三川合流 しまもと」を目指して活動を行うことにより、未来可能な環境を構築することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、住民・事業者・行政が協働して次に掲げる活動を進める。但し、政治、宗教、ならびに営利活動は行わない。

- (1) 計画に定めるプロジェクトの推進及び進行管理
- (2) 前記(1)に必要な学習活動・啓発活動・広報活動
- (3) 町内外の関係団体との交流
- (4) その他、目的達成に必要な活動

第2章 会員

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する次の会員をもって構成する。なお、会の趣旨に賛同するものであれば町外者も入会出来るものとする。

- (1) 正会員
  - ・個人会員 事業活動及び運営に参画する個人
  - ・子ども会員 事業活動及び運営に参画する中学生以下の個人
- (2) 賛助会員 事業活動に賛助・協力する個人、住民団体及び事業者

(入会及び退会)

第5条 本会の会員として入会するものは、入会申込書を本会の代表に提出するものとする。なお、会員が次のいずれかに該当するときは、退会したものとする。

- (1) 代表に退会届を提出したとき
- (2) 会員本人が死亡、又は会員である団体等が消滅したとき
- (3) 会費を納入期限までに納入しないとき

(除名)

第6条 正会員が、この会の名誉を傷つけ、または会の目的に反する行為を行った時、代表は運営委員会の議決を経て当該正会員に退会をうながすことができる。

### 第3章 組織と機関

(機関)

第7条 本会に総会、運営委員会及び部会を置く。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表1名
  - (2) 副代表2名
  - (3) 会計1名
  - (4) 運営委員10名以内
  - (5) 監事2名
- 2 代表、副代表及び会計は、運営委員の中から互選により選出する。
- 3 運営委員は、正会員の中から選出し、総会が承認する。
- 4 監事は、運営委員会の推薦に基づき選出し、総会が承認する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了後、後任者が選任されるまでの間、その職務を行うこととする。
- 3 役員が任期途中で交代したとき、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 代表は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故のあるときはこれを代行する。
- 3 会計は、本会の会計に関する会務を担当し、決算を総会に報告する。
- 4 運営委員は、運営委員会を構成する。
- 5 監事は、本会の事務、事業及び会計について監査する。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

### 第4章 総会

(総会)

第12条 総会は、会員で構成する本会の最高意思決定機関とし、定期総会と臨時総会とする。

(総会の開催)

第13条 定期総会は、第19条に定める年度の終了後2ヶ月以内に代表が招集する。

- 2 臨時総会は、必要に応じて開催する。
- 3 総会の議長は出席した正会員の中から選任する。議長は、書記を任命する。  
(総会の任務)

第14条 総会は、次の事項について議決・承認する。

- (1) 活動計画及び予算に関する事項
  - (2) 活動報告及び決算並びに監査報告に関する事項
  - (3) 役員を選任(任期途中の交代に伴う後任者の選任を除く)及び解任に関する事項
  - (4) 会費に関する事項
  - (5) 会則の改廃に関する事項
  - (6) その他、運営委員会の議事を経て付議された審議事項
- 2 総会における議決権は、正会員(子ども会員を除く)各一票を有するものとする。
  - 3 総会は、正会員(子ども会員を除く)の2分の1以上の(委任状含む)出席によって成立する。
  - 4 総会の議事は、出席した正会員(子ども会員を除く)の過半数をもって決し、可否同数の場合、議長が決するものとする。  
(代表の専決事項)

第15条 代表は、総会において当該年度の予算が決定する前に、事務又は事業の性質上必要があると認めるときは、運営委員会の決定に基づき、予算を執行できるものとする。この場合において代表は、次の総会において執行状況を報告するものとする。

## 第5章 運営委員会

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、第8条で定める監事を除く役員で構成し、第2条の目的に基づき必要な事業を推進するため、総会の下に設置する。

- 2 運営委員会は、代表が必要に応じ召集し、議長となり、2分の1以上の出席で成立する。  
(運営委員会の任務)

第17条 運営委員会は、次の事項について協議・決定する。

- (1) 予算の執行及び管理に関すること
  - (2) 本会の全体事業の企画及び運営に関すること
  - (3) 部会間の調整に関すること
  - (4) プロジェクトの進行状況の把握に関すること
  - (5) 役員任期途中の交代に伴う後任者の選任に関すること
  - (6) その他本会の事業の推進に関すること
- 2 運営委員会の議事は、出席した役員過半数をもって決する。

## 第6章 部会

(部会)

第18条 計画のプロジェクトを推進するため部会を設ける。

- 2 正会員は、複数の部会で活動することができる。
- 3 部会の設置及び統廃合については、第2条の目的に基づき、運営委員会で協議し、承認を得るものとする。
- 4 部会は、各プロジェクトの活動を調整するとともに、その進捗状況を運営委員会に報告する。

第7章 運営

(活動計画及び会計)

第19条 本会の活動計画及び会計に関する年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(予算及び決算)

第20条 各年度の予算は、運営委員会で審議し、総会の承認を得なければならない。

- 2 各年度の決算は会計が行い、会計監査を経て運営委員会に報告した後、総会の承認を得なければならない。
- 3 本会の資産の管理及び収支の責任は会計があたり、役員はその連帯責任を負う。

(会費)

第21条 会員は、次に定める年会費を納入するものとする。

(1) 正会員

- ・個人会員 1口：1,000円/年
- ・子ども会員 1口：500円/年

(2) 賛助会員 1口：1,000円/年

- 2 10月1日以降に入会した場合は、年会費を2分の1とする。
- 3 退会した場合、その年会費は返却しない。

(経費)

第22条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第23条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 本会の事務局に関する必要な事項は、運営委員会において別に定める。
- 3 本会の事務局は、運営委員会の定めるところに置く。

(その他)

第23条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、代表が運営委員会に  
はかって定めることができる。

附則

しまもと環境・未来ネット会則  
(島本町環境基本計画推進活動)

2015/4/18

- 1 この会則は、本会の設立により制定し、平成27年4月18日から施行する。
- 2 設立当初の活動計画及び会計に関する年度は、第19条の規定に関わらず、設立の日から平成28年3月31日までとする。